

15 人権や財産権などについて

(1) 日常生活自立支援事業

高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるように社会福祉協議会をお手伝いします。

項 目	事 業 内 容
福祉サービスの利用援助	自分にあった福祉サービスを一緒に考えます。
日常的な金銭管理サービス	預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやりとりをお手伝いします。
書類などの保管サービス	定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。
定期的な訪問による見守り・相談援助サービス	日常生活上の相談などの援助、住民票や印鑑登録などの届け出のお手伝いをします。

※ 単に書類等の保管のみを目的とした援助については、本事業の対象となりません。

利 用 料 金（※生活保護を受けている人は免除になります。）	
定期的な訪問による援助	1時間 1,500円（30分単位でも利用できます）
書類等の保管サービス	年 間 6,000円

(2) 高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署）にお寄せください。

実施機関	受 付 時 間	場 所
高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月曜日～金曜日 （年末年始・祝日除く） 8:30～17:15 ※上記以外は留守番電話対応 またはFAX対応	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ4階 TEL：088-850-7770 FAX：088-844-3852

市町村担当部署：高知市については、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715）
高知市以外の市町村については10ページ参照。

(3) 福祉サービス困りごと解決制度

障害のある人や高齢者が福祉施設やホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。

面接や、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。相談は無料です。

実施機関	受 付 時 間	場 所
高知県社会福祉協議会 運営適正化委員会 （福祉サービス困りごと 解決委員会）	◎来所、電話による相談受付 は、月曜日～金曜日（年末年始・祝日は除く）9:00～16:00です。 ◎FAXや電子メールは24時間受け付けます。	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ1階 TEL：088-802-2611 FAX：088-844-9443 E-mail： kaiketsu@pippikochi.or.jp

問い合わせ先

【事業の利用】

各市町村社会福祉協議会
（12・13ページ）

【事業全般】

高知県社会福祉協議会
TEL：088-844-9007（代）

15 人権や財産権などについて

(4) 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護(介護、施設への入所・退所などの生活について配慮すること)に関することを後見人等にさせることで、ご本人の利益を守るための制度です。

区分	本人の判断能力	援 助 者
後見	全くない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保 佐 人
補助	不十分	補 助 人
任意後見	本人の判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた任意後見契約により、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が援助する制度です。	

相 談 窓 口	連絡先
高知家庭裁判所（手続き案内に限る）	〒780-8558 高知市丸ノ内1-3-5 高知家庭裁判所(成年後見係) TEL : 088-822-0440
高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」	〒780-0928 高知市越前町1丁目5番7号 高知弁護士会内 TEL : 088-822-4852
公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート高知	〒780-0928 高知市越前町2丁目6番25号 TEL : 088-825-3141
権利擁護センターばあとなあ高知	〒780-0870 高知市本町4丁目1番37号3階 丸ノ内ビル3階12号室 TEL : 088-855-5921 FAX : 088-855-3612
公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 高知県支部	〒780-0935 高知市旭町2-59-1 アサヒプラザ2階 行政書士会内 TEL : 088-802-2343
社会福祉法人高知市社会福祉協議会 共に生きる課 高知市成年後見サポートセンター	〒780-0870 高知市丸ノ内一丁目7番45号 総合あんしんセンター内 TEL : 088-856-5539 FAX : 088-856-5549

(5) 郵便による不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の身体障害のある人は、郵便による不在者投票ができます。

このうち、自分で投票の記載をすることができない人は、代理記載により投票もできます。

郵便による不在者投票ができる人

(身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、下記の項目に該当する人)

障 害 区 分	障 害 等 級
両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障害	1 級・2 級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害	1 級・3 級
免疫機能障害、肝臓機能障害	1 級～3 級
両下肢等の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

代理記載による投票ができる人

(上記の郵便による不在者投票ができる人のうち、下記の項目に該当する人)

障 害 区 分	障 害 等 級
上肢、視覚のいずれかの障害	1 級
上肢、視覚の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人	

問い合わせ先：市町村選挙管理委員会

15 人権や財産権などについて

(6) 障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先（令和7年5月1日時点）

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）では、行政機関や事業者は、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。

障害があることで障害のない人とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困った場合などは、お住まいの市町村の相談窓口・問い合わせ先にご相談ください。

	相談窓口・部署等名	電話番号	FAX番号	メールアドレス
1	高知県 障害福祉課	088-823-9837 9:00～16:30(12:00～13:00を除く)	088-823-9260	tomonikurasu@ken.pref.kochi.lg.jp

※県では、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を社会全体で推進するために、令和6年4月に「障害のある人もない人も共に安心して豊かに暮らせる高知県づくり条例」を施行しました。

	市区町村名	相談窓口・部署等名	電話番号	FAX番号
1	高知市	障がい福祉課	088-823-9056	088-875-6684
2	室戸市	保健介護課	0887-22-3105	0887-24-2287
3	安芸市	福祉事務所	0887-37-9451	0887-35-1028
4	南国市	福祉事務所	088-880-6566	088-863-1167
5	土佐市	福祉事務所	088-852-6919	088-852-3452
6	須崎市	福祉事務所	0889-42-1207	0889-42-1190
7	宿毛市	福祉事務所	0880-62-1240	0880-62-1271
8	土佐清水市	福祉事務所	0880-82-1118	0880-87-9012
9	四万十市 (西土佐総合支所)	福祉事務所	0880-34-1120	0880-34-1880
		西土佐保健分室	0880-52-1132	0880-52-1024
10	香南市	福祉事務所	0887-57-8509	0887-50-3012
11	香美市	福祉事務所	0887-53-3117	0887-53-1094
12	東洋町	地域包括支援センター	0887-29-3186	0887-24-3052
13	安田町	町民生活課	0887-38-6712	0887-38-6780
14	田野町	住民福祉課	0887-38-2812	0887-38-2044
15	奈半利町	住民福祉課	0887-38-4012	0887-38-7788
16	北川村	住民課	0887-32-1214	0887-32-1234
17	馬路村	健康福祉課	0887-44-2112	0887-44-2779
18	芸西村	健康福祉課	0887-33-2112	0887-33-4035
		社会福祉協議会	0887-32-2211	0887-32-2211
19	本山町	健康福祉課	0887-70-1060	0887-70-1038
		権利擁護センター さくら	0887-76-2312	0887-76-2381
20	大豊町	地域福祉課	0887-72-0450	0887-72-0474
21	土佐町	健康福祉課	0887-82-2333	0887-70-1312
22	大川村	保健福祉課	0887-84-2211	0887-84-2328
23	いの町	ほけん福祉課	088-893-3810	088-893-1101
24	仁淀川町	健康福祉課	0889-35-0888	0889-35-0228
		池川総合支所 池川地域課	0889-34-2112	0889-34-2687
		仁淀総合支所 仁淀地域課	0889-32-1132	0889-32-1100
25	中土佐町	健康福祉課	0889-52-2662	0889-52-2432
26	佐川町	健康福祉課	0889-22-7705	0889-22-7721
27	越知町	保健福祉課	0889-26-3211	0889-20-1186
28	日高村	健康福祉課	0889-24-5197	0889-20-1525
29	津野町	健康福祉課	0889-55-2151	0889-55-2119
30	梶原町	保健福祉課	0889-65-1170	0889-65-0379
31	四万十町	健康福祉課	0880-22-3115	0880-22-3725
32	大月町	健康福祉課	0880-73-1113	0880-73-1733
33	三原村	住民課	0880-46-2111	0880-46-2114
34	黒潮町	健康福祉課	0880-43-2124	0880-43-2676

障害者差別に関する相談窓口として、内閣府に相談窓口が設置されています。

	国の相談窓口	電話番号	メールアドレス
1	内閣府 つなぐ窓口	0120-262-701	info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp